

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊伊丹駐屯地
中部方面会計隊本部業務科長 加藤 江利菜

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6QF31RS00030		6GHK1AR0802 0001				1-1				
品名 または 件名										
内地精米										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
4,500.00	KG									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
伊 丹										
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
				令和8年8月20日（木）						

- 2 競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。
- 3 契約条項を示す場所
中部方面会計隊本部業務科事務室
- 4 説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和8年8月4日（火）10時15分 会計隊 入札室
- 5 保証金
入札保証金：免除 契約保証金：免除
- 6 落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争
- 7 注意事項
別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (4) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工場等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (5) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (6) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない理由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (10) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)において、近畿地方の競争参加資格を有する者
- (11) 令和7、8、9年度有効の資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出することを条件とする。ただし、全省庁統一資格を申請中の場合は申請済であることが確認できる書類を提出すること。

2 契約条項等を示す場所

仕様書及び入札資料は、下記に示す期間、中部方面会計隊本部業務科契約班窓口又は陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページにおいて掲載し配布する。

令和8年7月21日(火)～令和8年8月4日(火) (土曜日・日曜日・祝日を除く0830～1700)

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

5 契約書の作成

契約書を作成する。

細部の契約書記載要領については、落札決定後落札者に説明・作成する。

6 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の糧食品売買契約条項、談合等の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

7 落札の決定方法

総品目総額決定

予決令79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
(郵便による入札が同価となった場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施)

8 見本品の提出

- (1) 見本品提出品目については、規格に合った見本を提出すること。
- (2) 伊丹駐屯地隊員食堂に令和8年7月31日(金)13時00分までに提出すること。
- (3) 見本提示品目については、見本審査に合格した品目について入札を有効とする。

9 その他

- (1) 郵便等による入札については、令和8年8月3日(月)17時00分到着分までを有効とする。
なお、事前に郵便入札の申し出を中部方面会計隊本部業務科契約班まで行うとともに、必ず着便の確認をすること。
再度の入札となった場合は、別途連絡する。
- (2) 電報・電話等による入札は認めない。
- (3) 同等品で入札を希望する場合には、令和8年7月31日(金)13時00分までに同等品入札申請書を提出し、官側の承認を得ること。この承認無しに行われた入札は無効とする。
- (4) 入札に参加を希望する者は、入札参加希望受付時(令和8年7月31日(金)まで)に資格審査結果通知書の写しを提出すること。(FAX可)
- (5) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。(様式随意)
- (6) 市価調査等依頼の場合は協力されたい。
- (7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊伊丹駐屯地中部方面会計隊本部契約班にて閲覧されたい。
- (8) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、違約金の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (9) 入札心得等関係事項を承知の上参加すること。
- (10) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒664-0012 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1
陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部 業務科契約班 担当：河本
072-782-0001 内線(3440) FAX072-782-0035 (直通)
(仕様書等に関する事項)
陸上自衛隊伊丹駐屯地 伊丹駐屯地業務隊補給科 糧食班 担当：岡本
072-782-0001 内線(3134)

本公告は、陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部業務科契約班
陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページ <https://mod.go.jp/jsdf/mae/mafin/>に掲示している。



品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号			6QF31RS00030											
NO	調達要求番号		物品番号				単 位	数 量	単 価	金 額	銘 柄	納 地		指 定
	品 名						使用期限等	引 渡 場 所						
	部品番号 または 規格							搬 入 場 所			検 査			
	使用器材名				仕様書番号			納 期			包 装			
1	6GHK1AR0802	0001					KG	4,500.00				伊 丹		
	内地精米													
	仕様書のとおり													
					1-1						令和8年8月20日			
					- 以 下 余 白 -									

入札書

分任契約担当官
陸上自衛隊伊丹駐屯地
中部方面会計隊本部業務科長 殿

住所
会社名
代表社名

[illegible]

「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。
また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

市場価格調査書

住所
会社名
代表社名

[illegible]

提出✂切日:8.7.31

同等品申請書(精米)

令和 年 月 日

業者名

同等品は基本的に不可です。
しかし、廃盤等で「後継品目がある」、「代替品目がある」などの場合に限り、記載をお願いします。該当品目が販売されている場合、同等品の申請をお受けすることができませんのでご了承ください。

[illegible]

糧食班
確認印

精米仕様書

1 総則

(1) 適用範囲

この仕様書は、伊丹駐屯地において使用する精米について規定する。

(2) 引用文書

この仕様書に引用する次の文章は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ア 規格

日本農林規格（JAS）

イ 法令

農林物資の規格化および品質の適正化に関する法律

主要糧食の需給及び価格の安定に関する法律

2 製品に関する要求

(1) 規格

表1 規格

年産			令和7年産	
産地			国内産（複数産地・複数銘柄可。納品の都度銘柄および産地を表記。ブレンド米は不可。見本提示時には産地表記）	
銘柄			こしひかり又はこしひかりと同等程度の食味及び品質を有する品種。	
等級			1	
配合（％）			100	
とう精率（％）			91％	
水分			15.0以下	
粉状質粒 及び 被害粒	計（％）		15.0以下	
	被害粒	計（％）	2.0以下	
		着色粒（％）	0.2以下	
砕粒（％）			8.0以下	
異種穀粒 及び異物	もみ（％）		0	
	もみを除いたもの（％）		0.1以下	

(2) その他の品質的事項

この精米は、納品時において、とう精後3日以内のものとする。

(3) 納期・数量

見積書に記載

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領によるほか次による。

(1) とう精検査

とう精作業への立会は、官側が要望する場合には速やかに対応し、玄米の開封、機械への投入、包装、積み込み等を確認するものとし、とう精した玄米・精米各50gを提出するものとする。

4 出荷条件

包装及び包装の表示は、次による。

- (1) 包装要領
1袋30kg入りとする。
- (2) 包装材料
3層クラフト紙
- (3) 梱包の表示
梱包の表示はJAS法に基づき「名称」「原料精米（産地、品種、年産、使用割合）」「内容量」「精米年月日」「販売者（氏名又は名称、住所、電話番号）」を表示するものとする。

5 その他の指示

- (1) 納入書類等 納入時に表2による書類等を各駐屯地に納入するものとする。

表2 納入書類等

種 類	部 数	備 考
品質証明書		様式は次頁
玄米仕入れ先の確認	1	契約相手方が玄米を購入した時の集荷業者名等の仕入れ先が発行するもの
とう精台帳	1	契約業者若しくはとう精業者が管理する義務づけられた帳票又はその写し
玄米袋の一部	1	検査証明書、検査請求者記載欄の確認できる部分
玄米	50g	納入米と同じもの
納入米	50g	納入米と同じもの

- (2) 納品時の立会

納品時、契約相手側は必ず納品時に立会するものとする。

- (3) その他

- ア 玄米、精米ともに清潔な低温保存施設で保管するものとする。
- イ 納入米の荷降ろしについては官側が指定する場所に契約相手方が搬入するものとする。なお、13時～15時の間に納入すること。
- ウ 納入された製品に疑義が生じた場合、公共の検査機関に物理検査又は化学検査を依頼する。その際の検査費用は契約相手方負担とする。
- エ 納入された未開封の製品に害虫等の異物があつた場合は、未使用の製品全てを交換するものとする。その際の輸送費の負担は契約相手方とする。
- オ 仕様書記載内容について疑義がある場合は、契約担当官の指示に従うものとする。

陸上自衛隊 駐屯地 御中

品 質 証 明 書

下記記載事項について、相違ないことを証明いたします。

記

検 査 者 名 ：

			品質基準		納入米データ
年産			7年		
産地					
銘柄			こしひかり又は同等同等程度の食味及び品質を有する品種		
等級			1		
水分 (%)			最 高 限 度	1 5 . 0	
粉状質粒 及び 被害粒	計 (%)			1 5 . 0	
	被害粒	計 (%)		2 . 0	
		着色粒 (%)		0 . 2	
	砕粒 (%)			8 . 0	
異種穀粒及び異物	もみ (%)			0 . 0	
	もみを除いたもの (%)			0 . 1	
玄米重量					
精米重量					
とう精開始時間					
とう精終了時間					

検査機関名：

精米業者名：

印

納入業者各位 御中

伊丹駐屯地糧食班
R 7. 4. 14

お世話になります。

下記の事項について、依頼しますのでよろしくお願いいたします。

- 1 落札後、発注単位のあるものについては、改めて糧食班へご連絡ください。
- 2 生鮮食品（青果、肉、魚）の納品日は、使用日の前日とします。
- 3 納入時間は、0815～1100です。（野菜類は、1000まで 内地精米は午後です。）
＊ 遅れる場合は、必ずご連絡ください。
- 4 納品の際、携行する「納品書」の部数
2部（内訳 糧食班提出用×1部、（納入業者が必要とする場合×1部））、
- 5 検収用のパン及び弁当の準備数
3個（内訳 食品衛生検査用（医務室）×2個、糧食班提出用×1個）
- 6 納品は、検品の食品衛生検査用を駐屯地医務室にて提出後、糧食班に搬入をお願いします。
- 7 常温品及び冷蔵品は、検収場において糧食班所有の「カゴ」に入れ替えてください。
- 8 納入品は、払出先ごと、発注書通りの使用時期ごとに区分けしてください。
（例 レタス○月○日（昼）12Kg とレタス△月△日（夕）30Kg のように分けて納入願います。決して合算数量での納品はしないでください。）
- 9 下記の事項を準備願います。
 - (1) 納入品の生産地及び賞味期限の表示（「大量調理マニュアル」参照）
 - (2) 納入品の種類が多い時は、リストを作成して納入時に提出
- 10 貴社において、納品を複数の従業員等により行う場合、本内容について理解していないことがないよう確実に周知・徹底をお願いします。
- 11 納入品の数量変更は、大至急、伊丹糧食班へご連絡ください。

以上